

# 内閣府に聞く!



## 企業版ふるさと納税に 大学が参画する意義とメリットは？

内閣府地方創生推進事務局  
(併)内閣官房地域未来戦略本部事務局 **うえだこうた** ●2020年総務省入省。京都府庁、総務省地域自立  
参事官補佐 **植田 皓太** 応援課、同省住民制度課マイナンバー制度支援室などにおける勤務を経て、2025年7月より現職。

### ——企業版ふるさと納税の特徴と大学の関与状況について教えてください。

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)は、企業等が自治体に寄付を行い、その資金を自治体が地方創生プロジェクトに活用するという、民の力を使って地方創生を進める施策です。そのため、内閣府の地方創生推進事務局が、地方への「お金と人の流れ」を政策的に創出するよう企画・運営を担っています。個人版との違いは、「返礼品の禁止」と「最大約9割の税額控除」にあります。寄付を行う企業は実質1割ほどの負担で、地方自治体の取り組みを支援できます。当初、税額控除は約6割でしたが、2020年度に約9割まで拡大し、人材派遣型も新設したところ、寄付件数、寄付金額が急増、2024年度の寄付件数は約1万8500件、寄付額は約630億円に達しています。本制度に対する自治体側の認識も高まり、企業とパートナーシップを結ぶ際の最初の一步として活用するところが増えてしています。2023年度に実施された5,376事業のうち、「大学」というキーワードが含まれるものは215件(全体の約4%)と、大学が関与する例は多くはありませんが、優れた先行事例がいくつも見られます。

例えば、鹿児島県曾於(そお)市が鹿児島大学共同獣医学部と連携し、畜産獣医学拠点を整備して人材育成や新産業創造を行う事業や、秋田市が市内6大学と組んで、市のプロモーションと人材育成を行う事業のほか、徳島県神山町の神山まると高専や、岐阜県飛騨市に2026年4月開学予定の「CoIU (Co-Innovation University)」のように、企業版ふるさと納税による寄付を教育機関の設立資金に充当する例も出ています。ちなみに寄付者として地域に寄付をする学校法人も一部にはあるようです。

### ——大学が企業版ふるさと納税に参画する際の大学側、自治体側の、それぞれのメリットは？

教育機関の設置や、曾於市のように施設整備をする場合は、経済的なメリットが大きいと言えます。一方で、たとえ大学に直接資金が入らなくても、自治体と連携した学びのサポートは地域貢

献そのものです。自治体と強固な信頼関係を築き、「地域になくてはならない大学」として存在感を示すことが、中長期的な大学の価値向上につながるでしょう。また、自治体側にとっても大学と連携するメリットは少なくありません。近年、行政課題は複雑化しており、大学の専門的な知見を必要とする分野が増えています。特に脱炭素(GX)や新産業創出といった専門性の高い領域において、大学の協力は心強いものとなるはずです。

### ——大学が参画したい場合、どのようなプロセスを踏むとよいでしょうか？

本制度の実施主体は地方自治体です。まず自治体が「地域再生計画」を策定し、国の認定を受ける必要があります。大学は自治体の計画に協力し、自治体が受け入れた寄付金の一部を事業経費として活用する立場で参画します。まずは大学がその自治体で「何をしたいのか」を明らかにし、自治体と対話してみてください。具体的には自治体の地方創生や企業版ふるさと納税の担当部署に相談する、あるいは学長や理事長が、首長や副市長などの自治体トップへ直接打診するといったアプローチが考えられます。その後、計画の調整や予算化、議会の承認といったプロセスを経て、自治体が国に「地域再生計画」を提出し認定を受け、大学が関わる体制やしくみが整えられて初めて事業が始まります。最初の対話から実際、大学が寄付金を受け取るまでは、一定期間を見込む必要があります。

本制度は「官民連携」のきっかけとなることをめざして創設されましたが、今後はさらなる「産官学連携」への発展が望まれます。現在の制度運用は2027年度が1つの区切りとなっていますが、これまでの成果を見れば、期限が延長される可能性は十分にあります。この制度をきっかけに、自治体と大学が、「これからの地域をどう描くか」という共通のビジョンを持ってほしいと願っています。大学には、受動的な姿勢にとどまるのではなく、自学のリソースを活用した地域の課題解決策の積極的な提案を期待しています。

## 企業版ふるさと納税の基本スキーム



\*内閣府資料を基にBetween編集部にて作成、一部改変